

平常時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



平常時の危険物仮貯蔵・仮取扱いの申請は、申請から承認まで約7日を要します。

申請に係る事前の相談を含めれば更に承認まで期間を要します。

震災時等の仮貯蔵・仮取扱い手続きフロー



事前に震災時における実施計画を提出しておくことで、震災時等に必要となった申請を電話等で行うことが可能となり、申請から承認（口頭）が即日可能になります。これにより、緊急に必要となった危険物の貯蔵等を迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができます。

ただし、来庁が可能となり次第、申請書の提出等が必要となります。